平成２５年（フ）第３８号
大分市大字森町207番地の37
債務者　後藤　達郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
北海道余市郡余市町黒川町11丁目９番地、前住所札幌市東区北31条東17丁目２番５―1002号
債務者　澁谷　浩美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６号
北海道小樽市幸２丁目24番４号、前住所北海道小樽市長橋２丁目10番14号
債務者　平井　晴代
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３６５号
盛岡市茶畑１丁目２番52―502号
債務者　山本　　貢
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3059番地４　コーポＹＡＭＡＴＯ　Ｄ棟201号
債務者　榎本佐代子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第３２号
金沢市畝田西４丁目78番地２
債務者　中村　有岐
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
金沢市畝田西４丁目78番地２
債務者　中村　照代
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
石川県かほく市浜北ハ30番地１　サンハウス21―306号、従前の住所富山市水橋市田袋158番地１
債務者　岩城　隆司
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
石川県白山市村井町274番地６、従前の住所石川県白山市千代野南１丁目８番地12
債務者　山田　正輝
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ１棟４－８号、従前の住所金沢市専光寺町タ９番地17
債務者　ぼーど屋こと　曽田　和雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
金沢市上荒屋４丁目136番地
債務者　橋本外志男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県高山市久々野町無数河1580番地１
債務者　高木　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
大津市湖城が丘31番11―104号、前住所大津市鏡が浜４番１―1304号　エンゼル・レイクハウス西大津
債務者　提中　範人
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６２号
大津市湖城が丘31番11―104号、前住所大津市鏡が浜４番１―1304号　エンゼル・レイクハウス西大津
債務者　提中由樹子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７４号
滋賀県湖南市岩根1335番地　ハイツ島田205号
債務者　朝陽誠一こと　鄭　　春植
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
滋賀県草津市馬場町207番地20
債務者　角田　眞弓
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
大津市大萱１丁目17番26号　フロンティア松伝Ｉ503号室、前住所大津市三大寺６番Ｃ―301号　小島清子方、前々住所滋賀県守山市播磨田町110番地１ソレイユ千201号
債務者　小林マリ子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部